

厚生労働大臣が定める掲示事項

(令和8年3月1日現在)

I.入院基本料について

1) 一般病棟入院基本料

- ①当院は、急性期一般入院料1（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
- ②当院は、地域包括ケア病棟入院料2（日勤、夜勤あわせて）入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

II.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たし、他職種で構成されたチームにて取り組みを行っております。

III.D P C対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「D P C対象病院」となっております。

※医療機関別係数 1. 4 8 7 8

【基礎係数 1.0451+機能評価係数 I 0.3470+機能評価係数 II 0.0796+救急補正係数 0.0161】

※D P Cとは、診断群分類に基づく1日当たりの定額報酬算定制度で、入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより、診断群分類が設定され、これに基づいて1日当たりの包括評価がなされ診療報酬が設定される制度です。

IV.療養に関する事項について

1) 生活療養に関する事項

当院は、食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関して適切に管理しています。

2) 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。また、あらかじめ定められた日に、患者さんに対して提示する複数のメニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

V.当院では、四国厚生支局長に次の届出を行っております。

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

◆医療 DX 推進体制整備加算 ◆一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1 ◆救急医療管理加算

- ◆超急性期脳卒中加算 ◆診療録管理体制加算 1 ◆医師事務作業補助体制加算 1 20 対 1
- ◆急性期看護補助体制加算 50 対 1 ◆夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算
- ◆夜間看護体制加算 ◆看護補助体制充実加算 2 ◆看護職員夜間配置加算 1 16 対 1 ◆療養環境加算
- ◆重症者等療養環境特別加算 ◆無菌治療室管理加算 1 ◆栄養サポートチーム加算 ◆医療安全対策加算 1
- ◆医療安全対策地域連携加算 1 ◆感染対策向上加算 1 ◆指導強化加算 ◆患者サポート体制充実加算
- ◆重症患者初期支援充実加算 ◆ハイリスク妊娠管理加算 ◆呼吸ケアチーム加算 ◆術後疼痛管理チーム加算
- ◆後発医薬品使用体制加算 1 ◆病棟薬剤業務実施加算 1 ◆病棟薬剤業務実施加算 2 ◆データ提出加算 2
- ◆入退院支援加算 1 ◆地域連携診療計画加算 ◆入院時支援加算 1 ◆総合機能評価加算
- ◆認知症ケア加算 2 ◆せん妄ハイリスク患者ケア加算 ◆排尿自立支援加算 ◆地域医療体制確保加算
- ◆ハイケアユニット入院医療管理料 1 ◆早期離床・リハビリテーション加算 ◆早期栄養介入管理加算
- ◆小児入院医療管理料 5 ◆地域包括ケア病棟入院料 2

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆心臓ペースメーカー指導管理料 注 5 遠隔モニタリング ◆喘息治療管理料 (注 2 に規定する加算)
- ◆糖尿病合併症管理料 ◆がん性疼痛緩和指導管理料 ◆がん患者指導管理料イ ◆がん患者指導管理料ロ
- ◆がん患者指導管理料ハ ◆がん患者指導管理料ニ ◆糖尿病透析予防指導管理料
- ◆婦人科特定疾患治療管理料 ◆二次性骨折予防継続管理料 1 ◆二次性骨折予防継続管理料 3
- ◆下肢創傷処置管理料 ◆院内トリアージ実施料
- ◆夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算 1 ◆外来腫瘍化学療法診療料 1
- ◆連携充実加算 ◆ニコチン依存症管理料 ◆開放型病院共同指導料 (II) ◆ハイリスク妊産婦共同管理料 (I)
- ◆がん治療連携計画策定料 ◆肝炎インターフェロン治療計画料 ◆外来排尿自立指導料 ◆薬剤管理指導料
- ◆医療機器安全管理料 1 ◆在宅療養後方支援病院
- ◆持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) 及び皮下連続式グルコース測定
- ◆持続血糖測定器加算 (間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ◆B R C A 1 / 2 遺伝子検査 ◆H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
- ◆検体検査管理加算 (II) ◆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ◆ヘッドアップティルト試験
- ◆長期継続頭蓋内脳波検査 ◆コンタクトレンズ検査料 1 ◆小児食物アレルギー負荷検査
- ◆内服・点滴誘発試験
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (アミロイド PET イメージング剤を用いた場合を除く。)
- ◆ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影 (アミロイド PET イメージング剤を用いた場合に限る。)
- ◆C T 撮影及びM R I 撮影加算 ◆抗悪性腫瘍剤処方管理加算 ◆外来化学療法加算 1 ◆無菌製剤処理料
- ◆心大血管疾患リハビリテーション料 (I) ◆脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- ◆運動器リハビリテーション料 (I) ◆呼吸器リハビリテーション料 (I)
- ◆がん患者リハビリテーション料
- ◆人工腎臓 ◆導入期加算 1 ◆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ◆医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則 1 6 に掲げる手術
- ◆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算 ◆椎間板内酵素注入療法 ◆脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ◆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術

- ◆乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ◆ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 ◆大動脈バルーンパンピング法
- ◆体外衝撃波胆石破碎術 ◆体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 ◆輸血管理料（I） ◆輸血適正使用加算
- ◆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 ◆胃瘻造設時嚥下機能評価加算 ◆麻酔管理料（I）
- ◆看護職員処遇改善評価料59 ◆外来・在宅ベースアップ評価料（I） ◆入院ベースアップ評価料73

3) その他届出

- ◆酸素単価

VI.明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

VII.保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、証明書・診断書料、紙おむつ代などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳しくは別掲の料金表をご参照ください。